

第5 名簿登載事項の変更

1 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書について

宅建業者は、免許申請書に記載した事項について変更があった場合、宅建業法9条により、変更が生じた日から**30日以内**に、福島県知事に「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書（名簿変更届出書）」を提出する必要があります。

2 書類作成にあたっての留意点

(1) 提出部数

正本1部、副本（コピーでも可）1部（いずれも返却しませんので、控えが必要な場合は3部作成してください）。

(2) 名簿変更届出書の提出が不要な事項

以下の事項の変更については、名簿変更届出書の提出は不要です。

- ① 事務所のFAX番号のみの変更（電話番号の変更は届出が必要）
 - ② 代表者、法人役員等の自宅住所（宅地建物取引士登録している方は、別途変更登録が必要）
 - ③ 兼業の内容
 - ④ 法人の資本金
 - ⑤ 相談役及び顧問の氏名、住所、就退任日
 - ⑥ 株主の状況
 - ⑦ 事務所の移動を伴わない、使用権限の変更（貸主の変更など）
- ※ 登記の変更の伴わない事務所の移動（同一建物内での部屋移動等）は届出が必要です。

(3) 添付書類の省略について

次の場合は、「略歴書」、「身分証明書」、「登記されていないことの証明書」の省略が可能です。

- ① これまで代表取締役であった者が、（代表ではない）取締役になった場合。（取締役になった者は省略できますが、替わって代表取締役になった者は省略できません）
- ② もともと代表取締役が複数いた会社で、これまで代表者ではなかった代表取締役が代表者になった場合。（代表者の退任、入替など）
- ③ 婚姻等により役員、政令で定める使用人、専任取引士の氏名が変わった場合。
- ④ 登録移転に伴い、専任取引士の登録番号が変わった場合。

省略可否の例	
(代表) 取締役 → 取締役	省略可
(代表) 取締役 → 監査役	省略不可
取締役 → (代表) 取締役	省略不可
取締役 ⇔ 監査役	省略不可
法人の役員 → 政令で定める使用人、専任取引士	省略不可
事務所間での政令で定める使用人、専任取引士の異動	省略不可

専任取引士は「身分証明書」及び「登記されていないことの証明書」の添付が不要のため、「略歴書」のみの取り扱いとしてください。

(4) 従事者変更届の提出について

福島県知事免許業者は次の場合、「名簿変更届出書」及び「宅地建物取引業従事者変更届（従事者変更届）」の2種類の届出書を提出する必要があります。従事者変更届については70、71ページを参照してください。

- ① 就任した役員が宅建業の従事者にも就任した場合
- ② 退任した役員が宅建業の従事者も退任した場合
- ③ 新たに宅建業の従事者に就任した者が、専任取引士又は政令使用人に就任した場合
- ④ 専任取引士又は政令使用人から退任した者が、宅建業の従事者からも退任した場合

(5) その他

所在地の記入や免許申請書の添付書類の作成にあたっては、23ページ～55ページの免許申請書記載例を参考にしてください。

3 名簿登載事項の変更手続きに必要な書類

審査の必要上、次表以外の書類を提出していただくことがあります

No	変更事項	提出書類	添付書類
1	商号又は名称	①変更届出書（第一面） ②書換え交付申請書	①法人の登記簿謄本（個人の場合は不要） ②免許証（写）
2	代表者の氏名変更	①変更届出書（第一面） ②免許証書換え交付申請書	①商業登記簿（法人の役員の場合のみ） ②免許証（写）
3	法人役員の就任	①変更届出書（第一面、第二面）	①誓約書（免許申請書の添付書類(2)） ②略歴書（免許申請書の添付書類(6)） ③身分証明書 ④登記されていないことの証明書 ⑤商業登記簿
		※就任した役員が宅建業の従事者にも就任した場合	
		②従事者変更届	⑥専任の宅地建物取引士設置証明書（免許申請書の添付書類(3)） ⑦宅建業に従事する者の名簿（免許申請書の添付書類(8)）
		※代表者の変更がある場合	
		③免許証書換え交付申請書	⑧免許証（写）
4	法人役員の退任	①変更届出書（第一面、第二面）	①商業登記簿
		※退任した役員が宅建業の従事者も退任した場合	
		②従事者変更届	②専任の宅地建物取引士設置証明書（免許申請書の添付書類(3)） ③宅建業に従事する者の名簿（免許申請書の添付書類(8)）
5	法人役員の氏名変更	①変更届出書（第一面、第二面）	①商業登記簿

No	変更事項	提出書類	添付書類
6	政令使用人の就任	①変更届出書（第一面、第三面）	①誓約書（免許申請書の添付書類(2)） ②略歴書（免許申請書の添付書類(6)） ③身分証明書 ④登記されていないことの証明書
		※新たに宅建業の従事者に就任した者が、政令使用人に就任した場合	
		②従事者変更届	⑤専任の宅地建物取引士設置証明書（免許申請書の添付書類(3)） ⑥宅建業に従事する者の名簿（免許申請書の添付書類(8)）
7	政令使用人の退任	①変更届出書（第一面、第三面）	
		※退任した政令使用人が、宅建業の従事者からも退任した場合	
		②従事者変更届	①専任の宅地建物取引士設置証明書（免許申請書の添付書類(3)） ②宅建業に従事する者の名簿（免許申請書の添付書類(8)）
8	政令使用人の氏名変更	①変更届出書（第一面、第三面） ②従事者変更届	①宅建業に従事する者の名簿（免許申請書の添付書類(8)）
9	専任取引士の変更、就任	①変更届出書（第一面、第四面）	①略歴書（免許申請書の添付書類(6)） ②取引士証の写し ③マイナ保険証の資格情報等 ④専任の宅地建物取引士設置証明書（免許申請書の添付書類(3)） ⑤専任取引士が欠格事由に該当しない旨の誓約書
		※新たに宅建業の従事者に就任した者が、専任取引士に就任した場合	
		②従事者変更届	⑥宅建業に従事する者の名簿（免許申請書の添付書類(8)）
10	専任取引士の退任	①変更届出書（第一面、第四面）	①専任の宅地建物取引士設置証明書（免許申請書の添付書類(3)）
		※退任した専任取引士が、宅建業の従事者からも退任した場合	
		②従事者変更届	②宅建業に従事する者の名簿（免許申請書の添付書類(8)）
11	専任取引士の氏名変更	①変更届出書（第一面、第四面） ②従事者変更届	①取引士証の写し（氏名変更に伴う取引士証の書換えが未了の場合は戸籍抄本） ②宅建業に従事する者の名簿（免許申請書の添付書類(8)）
12	専任取引士の登録移転による登録番号変更	①変更届出書（第一面、第四面）	①取引士証の写し

No	変更事項	提出書類	添付書類
13	主たる事務所・従たる事務所の移転（号室の変更・増改築等を含む。）	①変更届出書（第一面、第三面）	①事務所を使用する権原に関する書面（免許申請書の添付書類(5)） ②事務所付近の地図 ③自己所有の場合は建物の登記簿謄本、借家においては賃貸契約書の写し ④事務所の写真（必要な写真は免許申請に準じます。） ⑤商業登記簿（法人の本店移転、登記をした支店移転の場合）
		※主たる事務所を移転した場合	
		②免許証書換え交付申請書	⑥免許証（写）
14	従たる事務所の新設	①変更届出書（第一面、第三面、第四面） ②営業保証金供託済届出書（保証協会加入者は不要）	①No6の政令で定める使用人の就任に関する書類 ②No9の専任取引士の就任に関する書類 ③No14の従たる事務所に関する書類
15	従たる事務所の廃止または名称の変更	①変更届出書（第一面、第三面、廃止の場合第四面も提出）	①商業登記簿（支店登記されていない事務所の場合は不要）
16	営業保証金の変更	①営業保証金供託済届出書	①供託書の写し（原本持参）

※ 以下の書類の提出については、免許申請に準じます。詳細は22ページを参照してください。

- ・同一場所であることの申立書
- ・平面図（内部見取図）
- ・医師の診断書
- ・非常勤であることの申立書
- ・同一建物内の代表権行使に支障がない旨の申立書

該当する項目の番号を○で囲む

2 3 0

宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書

(第一面)

下記のとおり、宅地建物取引業者名簿の登載事項のうち、
 ① 商号又は名称 ② 代表者又は個人 ③ 役員 ④ 事務所 ⑤ 政令第2条の2で定める使用者 ⑥ 専任の宅地建物取引士
 について変更がありましたので、宅地建物取引業法第9条の規定により届け出ます。（該当するものに○印をする）

令和6年10月 1日

福島県知事 殿

届出者 商号又は名称 **株式会社ふくしまけん地所**
 郵便番号 **(960-0856)**
 主たる事務所の所在地 **福島市杉妻町2番16号**

氏名 **福島 太郎**
 (法人にあつては、代表者の氏名)
 電話番号 **(024) 521-75234**
 ファクシミリ番号 **(024) 521-7955**

受付番号

受付年月日

届出時の免許証番号

※

※

07 (3) 1 2 3 4 5 6

商号または名称を変更する場合

11	変更年月日	R	0	6	年	0	9	月	1	0	日
変更後	フリガナ	カブシキカ ` イシヤ フクシマケン シ ` シヨ									
	商号又は名称	株式会社ふくしまけん地所									

変更前	フリガナ	カブシキガイシャフクシマケン									
	商号又は名称	株式会社福島軒									

確認欄

※

代表を変更する場合

◎代表者又は個人に関する事項

12	変更年月日	R	0	6	年	0	9	月	1	0	日
変更後	役名コード	0	1								
	登録番号										
	フリガナ	フクシマ タロウ									
	氏名	福島 太郎									
	生年月日	S	2	2	年	1	1	月	1	1	日

変更区分

- 1. 就退任
- 2. 氏名

変更前	変更年月日	R	0	6	年	0	9	月	1	0	日
	役名コード	0	1								
	登録番号	0	7	9	9	9	9	9	9	9	
	フリガナ	フクシマ ハナコ									
	氏名	福島 花子									
生年月日	S	1	2	年	0	3	月	0	4	日	

① 代表者交代の場合
 「変更区分」の欄は「1」。〔変更後〕、〔変更前〕両方に記入。（就任者は変更後、退任者は変更前）
 ② 代表者の氏名の変更の場合
 「変更区分」の欄は「2」。〔変更後〕、〔変更前〕の欄の両方に記入。
 ※ ①、②いずれの場合も免許証書換交付申請書の提出が必要。

確認欄

※

宅地建物取引士である場合は
 登録番号を記入

受付番号
※

届出時の免許証番号
0 7 (3) 1 2 3 4 5 6

役員を変更する場合

項番 ◎役員に関する事項 (法人の場合)

変更区分

21

変更年月日	R	0 6	年	0 9	月	1 0	日
役名コード	0 2						
登録番号	0 7	9 9	9 9	9 9	9 9		
フリガナ	フクシマ	ハナコ					
氏名	福島	花子					
生年月日	S	1 2	年	0 3	月	0 4	日

1

- 1. 就退任
- 2. 氏名

実際の変更日
(商業登記簿で確認)

変更年月日	R	0 6	年	0 9	月	1 0	日
役名コード	0 2						
登録番号							
フリガナ	フクシマ	タロウ					
氏名	福島	太郎					
生年月日	S	2 2	年	1 1	月	1 1	日

確認欄

※

※役員間での代表者変更があった場合、旧代表者を(第一面)の項番12の変更前に記載すると共に、(第二面)の項番21の変更後に記載してください。そして、新代表者を(第一面)の項番12の変更後に記載すると共に(第二面)の項番21の変更前に記載してください。

変更区分

21

変更年月日	R	0 6	年	0 9	月	1 0	日
役名コード	0 3						
登録番号							
フリガナ	イワキ	ウミコ					
氏名	岩城	海子					
生年月日	S	3 3	年	0 3	月	0 3	日

1

- 1. 就退任
- 2. 氏名

変更年月日	R	0 6	年	0 9	月	1 0	日
役名コード	0 3						
登録番号							
フリガナ	ワカマツ	ヨウコ					
氏名	若松	洋子					
生年月日	S	0 5	年	0 5	月	0 5	日

確認欄

※

受付番号

※

届出時の免許証番号

0 7 (3) 1 2 3 4 5 6

事務所所在地を変更する場合

30

事務所の別	1	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	※事務所コード
事務所の名称	本店		

①主たる事務所の場合
「本店」
②従たる事務所の場合
登記されているときは「〇〇支店」
登記されていないときは「〇〇店」、「〇〇営業所」等とする

変更区分

- 2 1. 新設・廃止
2. 名称・所在地

◎事務所に関する事項

31

変更年月日	R	0 6	年	0 9	月	1 0	日
事務所の別	1	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所		※事務所コード			
事務所の名称	本店						
郵便番号	9 6 0		0 8 5 6				
所在地市区町村コード	0 7 2 0 1 0		福島 都道府県 福島 市郡区 区町村				
所在地	杉妻町2番16号						
電話番号	0 2 4		- 5 2 1		- 7 8 2 0		
従事する者の数	7						

商業登記簿どおりに記載し、部屋番号、ビル名などを加除しないこと。

↑

変更年月日	R	0 6	年	0 9	月	1 0	日
変更前	事務所の名称	本店					
	所在地	郡山市麓山1丁目1-1					

確認欄

※

◎政令第2条の2で定める使用人に関する事項

変更区分

1. 就退任
2. 氏名

32

変更年月日			年		月		日
変更後	登録番号						
	フリガナ						
	氏名						
	生年月日			年		月	

↑

変更年月日			年		月		日
変更前	登録番号						
	フリガナ						
	氏名						
	生年月日			年		月	

確認欄

※

2 6 0

受付番号

※

届出時の免許証番号

0 7 (3) 1 2 3 4 5 6

専任の取引士を変更する場合

項番

30	事務所の別	2	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	※事務所コード	
	事務所の名称	郡山店			
<p>変更に係る事務所名を記入。 複数の事務所で変更がある場合は、別葉で作成する。</p>					

◎専任の宅地建物取引士に関する事項

変更区分

41	変更年月日	R	0	6	年	0	9	月	1	0	日	1	1. 就退任 2. 氏名
変更後	登録番号	0	7	8	8	8	8	8	8				
	フリガナ	シラカワ ミナミ											
	氏名	白河 南											
	生年月日	S63年 10月 29日											



	変更年月日	R	0	6	年	0	9	月	1	0	日		
変更前	登録番号	0	7	1	1	1	1	1	1				
	フリガナ	ヤブキ キヨシ											
	氏名	矢吹 清志											

確認欄

※

41	変更年月日	R	0	6	年	0	9	月	1	0	日	2	1. 就退任 2. 氏名
変更後	登録番号	0	7	5	5	5	5	5	5				
	フリガナ	アヅマ スミレ											
	氏名	東 董											
	生年月日	H2年 5月 2日											



	変更年月日	R	0	6	年	0	9	月	1	0	日		
変更前	登録番号	0	7	5	5	5	5	5	5				
	フリガナ	シラサカ スミレ											
	氏名	白坂 董											

確認欄

※

※氏名が変わった場合だけでなく、登録移転した場合も届出が必要。